

平成 29 年 3 月 3 日 開会

平成 29 年 3 月 21 日 閉会

(定例第 1 回)

日吉津村議会議録

日吉津村議会

日吉津村告示第7号

平成29年第1回日吉津村議会定例会を、次のとおり招集する。

平成29年2月8日

日吉津村長 石 操

1. 日 時 平成29年3月3日 午前9時00分

2. 場 所 日吉津村議会議場

○開会日に応招した議員

| | |
|---------|---------|
| 河 中 博 子 | 景 山 重 信 |
| 松 本 二三子 | 加 藤 修 |
| 三 島 尋 子 | 江 田 加 代 |
| 山 路 有 | 井 藤 稔 |
| 松 田 悦 郎 | 橋 井 満 義 |

○応招しなかった議員

な し

第1回 日吉津村議会定例会会議録 (第1日)

平成29年3月3日(金曜日)

議事日程(第1号)

平成29年3月3日 午前9時00分開会

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 諸般の報告

日程第4 村長施政方針説明

日程第5 報告第1号 行財政・議会改革調査特別委員会の調査研究について

日程第6 報告第2号 総務経済常任委員会の調査研究について

日程第7 報告第3号 教育民生常任委員会の調査研究について

日程第8 議案第2号 専決処分の承認を求めることについて(平成28年度鳥取県西伯郡日吉津村一般会計補正予算(第7回))

日程第9 議案第3号 日吉津村長の給与の特例に関する条例について

日程第10 議案第4号 日吉津村行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例について

日程第11 議案第5号 日吉津村農業委員会の委員の定数等に関する条例について

日程第12 議案第6号 日吉津村特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

日程第13 議案第7号 日吉津村公聴会参加者等の実費弁償に関する条例の一部を改正する条例について

日程第14 議案第8号 日吉津村個人情報保護条例の一部を改正する条例について

日程第15 議案第9号 日吉津村非常勤職員及び臨時的任用職員の任用等に関する条例の一部を改正する条例について

日程第16 議案第10号 日吉津村職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について

日程第17 議案第11号 日吉津村職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について

- 日程第 18 議案第 12 号 日吉津村長の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 19 議案第 13 号 日吉津村教育委員会の教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 20 議案第 14 号 日吉津村特別会計条例の一部を改正する条例について
- 日程第 21 議案第 15 号 日吉津村税条例等の一部を改正する条例等の一部を改正する条例について
- 日程第 22 議案第 16 号 日吉津村国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 日程第 23 議案第 17 号 日吉津村特別医療費助成条例の一部を改正する条例について
- 日程第 24 議案第 18 号 日吉津村公共下水道使用料の特例に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 25 議案第 19 号 平成 28 年度鳥取県西伯郡日吉津村一般会計補正予算(第 8 回)について
- 日程第 26 議案第 20 号 平成 28 年度鳥取県西伯郡日吉津村国民健康保険事業勘定特別会計補正予算(第 3 回)について
- 日程第 27 議案第 21 号 平成 28 年度鳥取県西伯郡日吉津村後期高齢者医療特別会計補正予算(第 2 回)について
- 日程第 28 議案第 22 号 平成 28 年度鳥取県西伯郡日吉津村公共下水道事業特別会計補正予算(第 3 回)について
- 日程第 29 議案第 23 号 平成 29 年度鳥取県西伯郡日吉津村一般会計予算について
- 日程第 30 議案第 24 号 平成 29 年度鳥取県西伯郡日吉津村国民健康保険事業勘定特別会計予算について
- 日程第 31 議案第 25 号 平成 29 年度鳥取県西伯郡日吉津村後期高齢者医療特別会計予算について
- 日程第 32 議案第 26 号 平成 29 年度鳥取県西伯郡日吉津村公共下水道事業特別会計予算について
- 日程第 33 議案第 27 号 平成 29 年度鳥取県西部町村情報公開・個人情報保護審査会特別会計予算について
- 日程第 34 議案第 28 号 日吉津村と鳥取県との間の地方公共団体における情報通信技術の共同化に関する事務の委託に関する規約の締結に関する協議について

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 村長施政方針説明
- 日程第 5 報告第 1 号 行財政・議会改革調査特別委員会の調査研究について
- 日程第 6 報告第 2 号 総務経済常任委員会の調査研究について
- 日程第 7 報告第 3 号 教育民生常任委員会の調査研究について
- 日程第 8 議案第 2 号 専決処分の承認を求めることについて(平成 28 年度鳥取県西伯郡日吉津村一般会計補正予算(第 7 回))
- 日程第 9 議案第 3 号 日吉津村長の給与の特例に関する条例について
- 日程第 10 議案第 4 号 日吉津村行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例について
- 日程第 11 議案第 5 号 日吉津村農業委員会の委員の定数等に関する条例について
- 日程第 12 議案第 6 号 日吉津村特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 13 議案第 7 号 日吉津村公聴会参加者等の実費弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 14 議案第 8 号 日吉津村個人情報保護条例の一部を改正する条例について
- 日程第 15 議案第 9 号 日吉津村非常勤職員及び臨時的任用職員の任用等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 16 議案第 10 号 日吉津村職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 17 議案第 11 号 日吉津村職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 18 議案第 12 号 日吉津村長の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 19 議案第 13 号 日吉津村教育委員会の教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 20 議案第 14 号 日吉津村特別会計条例の一部を改正する条例について
- 日程第 21 議案第 15 号 日吉津村税条例等の一部を改正する条例等の一部を改正する条例について

て

- 日程第 22 議案第 16 号 日吉津村国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 日程第 23 議案第 17 号 日吉津村特別医療費助成条例の一部を改正する条例について
- 日程第 24 議案第 18 号 日吉津村公共下水道使用料の特例に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 25 議案第 19 号 平成 28 年度鳥取県西伯郡日吉津村一般会計補正予算(第 8 回)について
- 日程第 26 議案第 20 号 平成 28 年度鳥取県西伯郡日吉津村国民健康保険事業勘定特別会計補正予算(第 3 回)について
- 日程第 27 議案第 21 号 平成 28 年度鳥取県西伯郡日吉津村後期高齢者医療特別会計補正予算(第 2 回)について
- 日程第 28 議案第 22 号 平成 28 年度鳥取県西伯郡日吉津村公共下水道事業特別会計補正予算(第 3 回)について
- 日程第 29 議案第 23 号 平成 29 年度鳥取県西伯郡日吉津村一般会計予算について
- 日程第 30 議案第 24 号 平成 29 年度鳥取県西伯郡日吉津村国民健康保険事業勘定特別会計予算について
- 日程第 31 議案第 25 号 平成 29 年度鳥取県西伯郡日吉津村後期高齢者医療特別会計予算について
- 日程第 32 議案第 26 号 平成 29 年度鳥取県西伯郡日吉津村公共下水道事業特別会計予算について
- 日程第 33 議案第 27 号 平成 29 年度鳥取県西部町村情報公開・個人情報保護審査会特別会計予算について
- 日程第 34 議案第 28 号 日吉津村と鳥取県との間の地方公共団体における情報通信技術の共同化に関する事務の委託に関する規約の締結に関する協議について

出席議員 (10 名)

1 番 河 中 博 子

2 番 景 山 重 信

3 番 松 本 二三子

4 番 加 藤 修

5 番 三 島 尋 子

6 番 江 田 加 代

7 番 山 路 有

8 番 井 藤 稔

9番 松田悦郎

10番 橋井満義

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

局長 高 森 彰 書記 森 下 瞳

説明のため出席した者の職氏名

村長 石 操 総務課長 高 田 直 人
住民課長 清 水 香代子 福祉保健課長 小 原 義 人
建設産業課長 松 嶋 宏 幸 建設産業課参事 益 田 英 則
教育長 井 田 博 之 教育課長 松 尾 達 志
会計管理者 前 田 昇

午前9時00分 開会

○議長（橋井 満義君） 皆さんおはようございます。

ただいまの出席議員数は10名であります。定足数に達しておりますので、平成29年第1回日吉津村議会定例会を開会いたします。

ただちに本日の会議を開きます。本日の議事日程はお手元に配布のとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（橋井 満義君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は会議規則第118条の規定により、9番松田悦郎議員、1番河中博子議員を指名いたします。

日程第2 会期の決定

○議長（橋井 満義君） 日程第 2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は、議会運営委員長から答申のあったとおり本日から 3 月 21 日までの 19 日間とし、審議予定はお手元に配布のとおりとしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋井 満義君） 異議なしと認めます。したがって、会期は本日から 3 月 21 日までの 19 日間、審議予定はお手元に配布のとおりと決定いたしました。

日程第 3 諸般の報告

○議長（橋井 満義君） 日程第 3、諸般の報告を行います。

議長の報告をいたします。

説明員の報告、地方自治法第 121 条の規定により村長並びに教育委員長に出席要求をし、村長、教育長以下担当課長が出席をしております。

陳情の付託報告、本日までに受理した陳情は、お手元に配布の陳情文書表のとおり、所管の常任委員会に付託をしましたので報告をいたします。なお、会期中の付託といたします。

出納検査報告、お手元に配布のとおり監査委員から例月出納検査の結果報告がありました。検査資料は事務局に保管をしておりますので、閲覧をしていただきたいと思います。

陳情の処理経過及び結果の報告、12 月定例会において採択となりました、鳥取県西部地区に問題行動等に総合的・長期的に対応する仕組みの実現を求める意見書提出に関する陳情書につきましては、12 月 16 日付で提出者に審査結果の通知をいたしました。

意見書の処理報告、12 月定例会において可決をされました鳥取県西部地区に問題行動等に総合的・長期的に対応する仕組みの実現を求める意見書につきましては、12 月 16 日付で関係方面に提出をいたしました。

行事報告、12 月定例会から本日までの行事報告については、お手元に配布のとおりであります。

村長の報告、村長からの報告事項があれば報告願います。

石村長。

○村長（石 操君） 日吉津村海浜運動公園キャンプ場における事故につきご報告させていただき、またその事故に対して管理責任が不十分であったということから、おわびを申し上げる次第であります。

まず、事故の概要でございますけれども、平成 28 年の昨年です。11 月 3 日木曜日の・祝日でございます。発生時刻が午後 2 時ごろであります。海浜運動公園のキャンプ場内でございます。キャンプファイヤーサークル内におきまして、キャンプサイトでバーベキューをされていた団体の、大人が 17 人で子どもさんが 9 人ですけれども、その子どもさんのお一方が、キャンプファイヤーの円形のサークル内に入られて転倒をされて、やけどをされたというものでありますけれども、そのやけどをされた原因につきましては、他の 10 人ほどの団体がキャンプファイヤーサークルの中心部に焼肉で残った炭をすてられて、そこに子どもさんが運悪く転ばれて両手を憑かれて、手のひらをやけどをされたというものでございます。

今一度手術をされて、皮膚の移植手術をされております。年齢が 1 歳 11 ヶ月の子どもさんです。事故当時 1 歳 11 ヶ月の子どもさんですが、一度皮膚の移植手術をされて、これから成長に応じて皮膚の移植手術なりをされて、完治に向けて治療をされていくということでございまして、未だ完治したわけではございません。これから治療の経過を見守っていくということになりますけれども、そういう意味では治療費を一部補正予算でこれまでかかったものを補正予算を計上させていただきました。それから今後は、これまでもですが、治療費や交通費をお支払をしていかなければならないということ、そしてこれで完治という時には示談書を交わして、最終的な治療費や交通費、慰謝料等を勘案しながら支払いをしていくということになると思います。このような事故を起こしてしまったということでございまして、再発防止に向けましては、新たに、バーベキュー後の炭捨て場を設置をするということで、ファイヤーサークル内中心部にこれまでは捨てて処理がしてあったということでもありますけれども、その方法は改めるということにいたします。

それからキャンプファイヤーのサークルは許可なく利用できないよう、またファイヤーサークル内に侵入できないように柵を設置し、キャンプファイヤー使用時には柵を取り外して使用するようにしたいというふうに思います。

また、キャンプファイヤーサークルの使用を許可制とし、使用後の消火等の確認は管理人等が行っていくという考えでおります。

あわせて、サークル内のコンクリートを塗り直したいと思っております。中心が低くなっておりますので、転倒してつまづきなどが起こらないような、中心部に下がっていくという構造を改めていきたいと、少なくとも水平にするか、もしくは高い位置にファイヤーサークルの中心部をもっていくとかということに改善をしていかなければならないというふうに考えますし、改めて注意喚

起の看板、掲示板の設置を行ってまいりたいということで、関係の皆さんにはたいへんご心配もかけ、子どもさんがお怪我をされたということでございまして、村民の皆さんにもそういう意味では不十分さがあったということで不安を与えましたことにあらためてお詫びを申し上げる次第であります。

そして、この事故に対しましては鳥取県の町村会を通じまして、全国町村会総合賠償補償保険の制度に加入をいたしておりますので、そこの弁護士と相談をして、先ほど申し上げました被害にあわれたお子さんの対応は、そのようなことがいいのであろうというようなご指導をいただきましたので、先ほど申し上げたような方向で進めさせていただくということと、短期間では子どもさんが完治をされないと、複数回の手術をされなければならないということでもありますので、その都度交通費や治療費は払っていくということになりますので、ご理解をいただきますようお願いをして報告とさせていただきます。関係の皆さんにはたいへんご迷惑をおかけしましてお詫びを申し上げる次第であります。

○議長(橋井 満義君) 以上で諸般の報告を終わります。

日程第4 村長施政方針説明

○議長(橋井 満義君) つづいて日程第4、村長施政方針説明を行います。

はい、村長。

○村長(石 操君) 本日、ここに平成29年第1回日吉津村議会定例会が開催されるにあたり、所信の一端を申し述べますとともに、現在の本村を取り巻く状況をはじめ、平成29年度に向けた取り組み等について申し上げます。

はじめに国の予算について申し上げますけれども、平成29年度予算は平成28年12月22日に閣議決定されております。

安部内閣は長く続いたデフレからの脱却を目指して、経済の再生を最優先に位置づけ、アベノミクス「三本の矢」を推進してきましたが、現在は、一億総活躍社会の実現を目指して、「新三本の矢」を放ち、少子高齢化に立ち向かい成長と分配の好循環の実現に取り組まれています。

第一の矢である「戦後最大の名目GDP600兆円」に向けては、地方創生、国土強靱化、女性の活躍を含め、あらゆる政策を総動員することによって、デフレ脱却を確実なものとしつつ、経済の好循環をより確かなものとすると言われておるところであります。第二の矢である「希望出生率1.8」、第三の矢である「介護離職ゼロ」に向けては、子育て・介護の環境整備等の取り組みを

進め、国民一人ひとりの希望の実現を支え、将来不安を払拭し、少子高齢化を乗り越えるための潜在成長率を向上させるものとされております。

また、国と地方の債務残高はGDPの2倍程度に膨らみ、なおさらなる累増が見込まれ、引き続き厳しい状況にあります。このような状況を踏まえ、「経済・財政再生計画」及び「経済・財政再生計画改革工程表」に沿ってこれまでの歳出改革の取り組みを強化することとなっております。

つぎに地方財政についてでありますけれども、平成29年度地方財政対策では、前年度と比較し、歳入については地方税が0.9パーセント、地方譲与税が4.3パーセント増、一般財源総額は0.7パーセント増となる一方、地方交付税については2.2パーセントの減となっておりますが、臨時財政対策債については6.8パーセントの増と増加に転じたところであります。

また、地方の財源不足を補填するための、「国と地方による折半し補填するルール」が延長されましたので、これが適用されることとなったところであります。

なお、歳出については、「まち・ひと・しごと創生事業費」に引き続き同額の1億円が計上されるなど拡充も図られております。

地方財政は未だに厳しい状況にありますので、このことを踏まえた上で平成29年度予算編成を行ったものでありますのでご理解をお願いしたいと思います。

まず、わが村の村づくりの方策であります。地方創生に関しましては、国が地方の人口減少に歯止めをかけ、地方を活性化させることを目的に「地方創生」を掲げ、地方の特色を生かした施策を支援する方針を打ち出したところをございまして、本村も地方創生事業に取り組んでいるところであります。昨年8月2日には産・官・学・金・労・言、各分野の委員で構成しております「地方創生推進会議」において、平成27年度実施の事業実績に対し評価を頂いたところであり、新年度も地方創生の基本理念である“まち・ひと・しごと創生”に向け、引き続き事業を実施していくとともに、課題に即した事業の検討や見直しを進めてまいります。

とくに、2060年の人口3,600人を目指すためには、宅地用地が必要不可欠でありますので、農振農用地区域の除外、農地転用等関係機関と協議しながら、既存自治会周辺部に良好な住宅環境が維持される土地区画整理事業による開発の可能性を検討してまいりたいというふうを考えております。

また、ヴィレステひえづでありますけれども、楽しく集える癒しと学びの場としてオープンしたこの施設は、コミュニティセンター、図書館、健康相談健診センターの3つの機能を持ち、村

づくり、人づくりの拠点として開館以来会議・展示・グループ活動などもあわせて予想以上に村内、村外からもたくさんの方々にお集まりをいただき多様なご利用を頂いているところがあります。コミュニティセンターとしましては、会議室やボランティア室などの利用が増え村民に喜ばれているというような評価をしておるところであります。図書館においては、本の蔵書数が2万7,438冊に増え、1人当たりの貸し出しの冊数は年間10.2冊と県内で2番目の位置につけておるところでありまして、図書館を多くの方に利用をいただいているということが明らかであります。健康相談健診センターでは、随時啓発資料を掲示し、土、日の健康相談にも対応しております。自動血圧計を設置し、普段から幅広い年代の方に、健康チェックに利用いただいております。今後は健診質において町の保健室を実施し、健康寿命の延伸に取り組むを進めてまいります。引き続きヴィレステひえづを地方創生の中心と位置づけ、村づくり、人づくりの拠点として村民の皆さんに愛される施設を目指してまいります。

今後も皆様のご意見を伺いながら、村民の皆様が愛される施設を目指し、さまざまな取り組みを進めるよう工夫していきたくと考えております。

総合計画と自治基本条例の関係であります。平成32年度までの計画を盛り込んだ「第6次総合計画後期計画」に沿って、さまざまな施策を進めてきており、29年度は後期計画の2年目となります。それぞれの分野ごとに前年度の計画の進捗状況を確認し、施策評価を行ったうえで改善に取り組み、新規事業を加えた実施計画を作成し、事業を進めてまいります。

また、現状の業務だけでなく各課における課題がある場合には、その解消に取り組むために計画の見直しを視野に検討をしてまいります。

自治基本条例については「自治基本条例推進委員会」の委員を中心に、小学校6年生を対象に自治基本条例説明会を開催するなど活発な活動をしていただいているところでもあります。しかし自治基本条例の施行から8年がたちますので、推進委員会においても現在の状況を改めて確認し、提言をいただくことも必要であると感じております。村職員も研修を行うなど改めて条例についての認識を深め、職員の意識向上を図るとともに、参画と協働の村づくりを進めてまいりる方向であります。

村民の情報提供と対話に関しましては、自治基本条例にもうたわれておるところでありまして、情報の提供、情報の共有を進めることは、参画と協働の村づくりを進めて行く上で基本となるものであります。村の各種施策の決定については、日吉津村パブリックコメント実施要領及び日吉津村広聴活動実施要領によって村民の皆さんのご意見を積極的に把握し、村政に反映するシステ

ム作りをしてきたところであります。さまざまな情報を周知する際には村報などさまざまな手法を活用し、情報提供に努めております。また、例年自治会ごとに行政懇談会を開催し、要望に応じては随時住民説明会を開催するなど村民の皆さんと対話できる行政運営に努めているところであります。その他各種委員会審議会委員についても、公募するなど多くの村民の皆さんからのご意見をいただくよう取り組んでおります今後も積極的に情報提供を行うとともに村民の皆さんとの対話に努めてまいります。

コミュニティ計画づくりについては、平成 16 年度から各自治会へ提案し、役場職員が支援スタッフとして参加しながら住民避難マニュアルを作成するなど推進してきたところであります。現在では暖談塾へ役場支援スタッフが参加するのみとなっていますので、再度見直しをはかりコミュニティ活動を推進したいと考えております。なお、課自治会によって企画、立案、実施された防犯・防災をはじめ、環境や福祉、教育などの生活に密着した地域の力を感じる活動が行われていますので、こうした地域の取り組みに対しては、それぞれの地域力を生かせるコミュニティ作りの支援を引き続き行ってまいります。

生き生きとした村づくりということで、村の土地利用計画でありますけれども、国道 431 号線の沿線については、現在開発事業者が富吉と樽屋地区それぞれで、別物ではありますけれども、二つの開発構想があるようございまして、開発事業者が取り組みを進めて、地権者といっしょになって取り組みを進めていらっしゃるというふうな段階であります。

農業振興につきましては、農地、農道、水路の維持管理に対して交付される多面的機能支払いについて、実行組合に働きかけを行う中で、平成 27 年の 4 月に 16 号用水路沿線関係者による、富吉地域資源保全会という活動組織が立ち上がりまして、約 17 ヘクタールの農地を対象に活動を開始されております。今後は活動範囲及び活動内容を、拡大のために検討されておるということとございますので、引き続き活動組織に対して必要な支援を行い、農業農村のもつ多面的機能の維持、発揮を後押しをしていく考えであります。

稲作が中心の本村では、直接支払い交付金の段階的廃止に伴いまして、生産調整については 30 年産以降自主的な経営判断に委ねられるため、地域農業再生協議会を主体にして、昨年 12 月に行いましたアンケート結果等も踏まえて議論、検討を行ってまいります。

また、地域農業を持続可能なものとするためには、担い手の育成確保が急務となっておりますけれども、農業を始められる青年等が増えてもきておるといううれしい現実もあるところでありまして、営農定着を支援をして行くとともに、新たな担い手の確保等に向け取り組みを進めてまい

ります。

つづきまして、農業委員会の新体制の移行ですが、法律の改正に伴いまして農業委員の選出方法が従来の公選制から任命制に変更されました。本村では現職委員の任期満了日が平成 29 年の 7 月 19 日でございますので、この任期満了日以降任命制に基づく新体制に移行する必要がございますので、今議会で新委員の定数等を審議していただき、任命に向けた手続きを進めて行くということで、条例改正の議案を提案をさせていただくものであります。安心して暮らせる村づくりの方向であります。生活困窮者、一人親家庭、高齢者、障がい者、子育てなど相談内容が多岐にわたり複雑化していることから、こどもからお年寄りまでさまざまな福祉相談に対応できるよう、福祉保健課内に福祉事務所、地域包括支援センター、子育て世代包括支援センターのすまいはぐなどを設置し、相談窓口の一体的な取組みをおこなっているところであります。また、ヴィステひえづには健康相談健診センターに保健師を配置し、土、日の健康相談等にも対応いたしております。福祉事務所は平成 22 年からスタートし、8 年目を迎え生活保護については、現在 6 世帯 8 名とほぼ横ばい状態であります。生活困窮相談支援については、相談員を兼務する主任相談員 1 名、県委託の就労支援専門員 1 名を配置し実施をいたしております。昨年度生活相談件数は就労支援で 5 軒の相談がございました。また、ひとり親世帯については平成 28 年度当初は 34 世帯でございましたが、現在は 5 世帯増の 39 世帯となっております。今後も母子、父子自立支援員が中心となって個別の課題に対応した相談支援に努めてまいります。

この他にも、DV や児童虐待、また、高齢者や障がいのある方を取り巻く問題など、保健師や社会福祉士等を中心に、安心して相談できる体制強化に努め、地域福祉の中核としての役割を果たす所存であります。子育て支援に関しまして、昨年 9 月 26 日に本村は人口が 3500 人を突破し、合計特殊出生率も県内では常に上位にあるところであります。高齢化率については、2 月 1 日現在で 26.7 パーセントと喧嘩でも低く、郡内の他の自治体とは異なる年齢構成や経済状況にあるといえます。

現在、ひえづ版ネウボラを目指し、福祉保健課内に設置した子育て世代包括支援センター「すまいはぐ」において、産前・産後サポート事業など妊娠から子育てまでの切れ目ない子育て支援を行っています。昨年度より、産後ケア事業や育児パッケージとして育児、就学に必要な物品提供をするなど妊娠・出産包括支援事業のさらなる充実を図ってまいります。

また平成 29 年度からは、子育て支援の対象を広げる観点から、保育所等を利用しない 1 歳までの在宅育児世帯への経済的支援を行い、より子育てがしやすい環境整備に努めてまいります。

保育につきましては、平成 27 年 4 月に子ども子育て新制度がスタートし、新設された小規模保育所 2 か所と一体的に、保育の充実を図っているところです。保育料についても第 3 子無償化や、所得制限はあるものの第 2 子の無償化も実施しており、低所得者世帯の負担軽減を継続してまいります。

現在、小規模保育施設 2 か所で 34 名、日吉津保育所で 120 名、合わせて 154 名の乳幼児を受け入れ、小規模保育施設と保育所を連携施設として園内外での活動や行事等での連携を深めているところです。今後も、総合戦略に掲げた「待機児童ゼロ」を継続し、子ども・子育て支援事業計画に基づき、保育の質の向上などに努めるとともに、食育活動の一環として、給食に村内産の食材を使用した小学校との共通献立を盛込むなど、小規模保育所も含め、子どもの「元気なからだづくり」も進めてまいります。保育所が手狭となってきたりまして、増加傾向にあります保育園児数にたいし、待機児童ゼロを実現するためには保育所の建て替えを検討する時期に来ておるというふうに考えております。今後、関係者のご意見を伺いながら議論を進めてまいりたいというふうに考えます。

妊婦健診や未熟児養育医療、特定不妊治療など、引き続き一部公費負担を実施し、安心して出産ができる環境を整えてまいりたいと考えております。予防接種についても、定期接種の拡充や任意接種の助成など子育て世代の経済的負担の軽減を図るとともに、引き続き広報等による周知徹底を図りながら予防接種の充実を努めてまいります。

この他、子育て支援センターやファミリー・サポート・センター、児童館の運営など関連施設においても、関係機関の連携・融合を図りながら、さらなる充実を目指してまいります。

高齢者支援につきましては、後期高齢者医療保険では引き続き 80 歳までの被保険者で希望される方を対象に医療機関での人間ドックの受診を実施するとともに重複頻回受信者に対し、訪問指導を実施し、高齢者の健康増進に努めます。さらに、口腔機能低下や肺炎等の疾病を予防するため、口腔機能や歯科健診の普及啓発を行うなど、昨年に引き続き後期高齢者健口機能向上支援事業を実施します。

介護保険事業については、南部箕蚊屋広域連合を中心に第 6 期介護保険事業計画に基づき地域包括ケアシステムの構築を目指しています。本村でもこの計画に併せ、高齢者健康福祉計画の推進を図っているところであり、今後も適切な介護サービスの提供や情報提供に努めるとともに、事業の円滑な実施に努めたいと考えております。

現在、地域包括ケアシステムの構築の取り組みの一つとして、地域包括支援センターを中心に

地域ケア会議を開催し、多職種による個別の支援検討を通して、地域課題の把握及び関係機関とのネットワークづくりを行っております。

平成 29 年 4 月から、住民主体の生活支援とサービス助け合いの仕組みを構築する推進役として、新たに生活支援コーディネーターを村に 1 名配置することになりました。そしてその活動をサポートする生活支援介護予防サービスの提供主体等の参画のもと協議体という組織を村に設置し、高齢者の在宅生活をささえるための多様な主体による生活支援、介護予防、サービス提供体制の構築に努めてまいります。

また、認知症施策について、広域連合に配置された認知症地域支援推進員の協力を得ながら、医療機関や介護保険事業者、認知症の人と家族の会などと連携を図るとともに、認知症の人やその家族を支援する相談業務等を行い、総合的かつ継続的な支援体制の構築に努めてまいります。

障がい者支援については、第 4 期障がい者福祉計画に基づき、障がいのある方に対し、地域生活支援、自立支援等に向けた取り組みを進め、各関係機関と連携しながら総合的な支援に努めてまいります。また、相談支援事業をはじめ、タクシーチケットの交付等村の独自事業も含め、障がい福祉サービスの充実を図っているところであります。平成 29 年度は、第 5 期の障がい者福祉計画策定に向け準備を進めてまいります。

国民健康保険については平成 28 年度も新規の入院件数が増加するなど医療費増が見込まれるところであります。一般財源から 5,670 万 7,000 円の繰入れを行う予定としたところであります。この状況において平成 30 年度からの状況において、平成 30 年度からの国保制度の改正に向け、適正な被保険者負担と財源確保の観点から、税率に関しては、全体で約 7.8 パーセントの増額を見込む提案をさせていただきましたので、どうぞご理解をいただきたいと考えております。

本村は、医療を受けやすい環境にあり、医療費が比較的高くなるという傾向は否定できないところでありますが、引き続き、国民健康保険の被保険者に対して不必要な多受診や重複受診についての啓発はもちろん、ジェネリック医薬品を推奨するなど、医療費の適正化に努めてまいります。

また、平成 27 年度本村の特定健診の受診率は 49.0%、特定保健指導の実施率は 58.1%で、特定健診は設定目標とした 65%に至りませんでした。鳥取県平均を上回り、過去 5 年間を見ても常に県内上位 3 位以内にあるという結果になっております。

平成 28 年度は、総合戦略に掲げた「健康寿命の延伸」に取り組むため、本村における効果的な保健事業の展開に向け、データヘルス計画の策定に取り組みました。平成 29 年度は健康寿命

を男女とも 70 歳を目指し、新たに健康ポイント事業や健康スキルアップ事業など、住民の生活習慣改善や健康意識の向上へ繋げていただけるような保健事業を展開してまいります。また、昨年度から実施しました「まちの保健室」事業も継続して実施し、健康的な生活習慣が実践できる場、心やからだの気になることを気軽に相談できる場などを提供してまいります。

男女共同参画は、「第 2 次日吉津村男女共同参画計画」に基づき、啓発活動や支援、村の各種委員会への女性の登用などを図ってきましたが、依然としてさまざまな課題があります。

村民の幸せに向けて、楽しい子育てやコミュニティ活動、働きやすい職場づくりにつながるよう、妊娠出産や子育て、介護、雇用等に対する支援、また、ワーク・ライフ・バランスの推進など、さまざまな活動を実施して参ります。

さらに、平成 29 年度は「第 3 次男女共同参画計画」の策定に向けて「男女共同参画に対する村民の意識調査」を実施し、男女共同参画の推進に一層努めて参りたいと考えています。

続いて防災体制の整備とコミュニティでありますけれども、防災とコミュニティは密接な関係があり、そのため、特に近年は各自治会において、それぞれで工夫を凝らした防災に関する取り組みが実践されており、あらためて各自治会での取り組みに感謝申し上げます。地域コミュニティを通じ、普段からの繋がりを持つことは地域を支え豊かにするものであります。新年度も、お互いを思いやる気持ちを持って安心して住みやすい地域を目指し地域コミュニティの活性化を推進してまいります所存でございます。

昨年は防災訓練において、地震発生後の火災に対する初期消火を想定して、各自治会で実際の消火栓から放水を行うという初期消火訓練を行いました。多くの方に参加いただき好評でありましたので、本年も実際の災害に対応できるような、内容の濃い訓練を実施したいと考えますので、自治会を中心として各種団体の皆様にはご協力をお願いするところでございます。

また、昨年は本村においても災害の多い 1 年で在りました。10 月には鳥取県中部地震が発生し、本村でも震度 5 弱を記録しましたが、幸いにも数件の軽微な建物被害のみですんだところであります。防災訓練を実施して間もなくであったことから、災害対策本部や各自治会の初動も比較的にスムーズに行われたと感じております。さらに 1 月と 2 月には寒波が襲来し、大雪警報が発令されましたので、村では災害対策本部を立ち上げ除雪を行いました。住民の皆さまへご不便をおかけしたことから、除雪体制の見直しを行いたいというふうに思いますし、想定以上の雪でありましたのでさらに体制の見直しが必要だというふうに感じた原因であります。

その他、災害に関する各種計画に関しましては、昨年は県外においても熊本地震をはじめとし

て、大きな災害が相次ぎましたので、災害対策基本法等の法律の改正に合わせて、日吉津村地域防災計画の見直しを検討します。また、国土強靱化計画の市町村版策定についてもさらには、10月の鳥取県中部地震で県が防災計画の見直しをするということを言われましたので、市町村版の策定についても、この県の防災計画の見直しに併せ各種経過との整合性もはかりながら随時進めてまいりたいというふうに考えております。

道路整備と交通安全対策でありますけれども、新年度もカーブミラーの点検や交通安全指導員、保護者の皆さんなどのご協力をいただいて、朝の街頭指導や交通安全教室など、子どもたちの交通安全指導を継続してまいります。とくに、高齢者に対してもこの対策が必要な時代になってきたところであります。全国的に高齢者が当事者となる交通事故の発生が増加しているため、高齢者だけでなく村民全体の交通安全意識の向上を図って参ります。

平成 29 年度から県の事業において日吉津上 1 地内の県道の歩道改修工事が実施されます。歩行者や自転車などが安全に通行できるよう、今後も、安全対策に取り組んでまいり所存であります。

幹線、生活道路等は施工後かなりの年数が経っておりまして、橋梁の点検・調査を順次行い、優先性の高い場所から計画的に修繕・整備を行っております。平成 28 年度は村道古屋敷線のホレコ川橋の修繕、点検を 7 橋、平成 29 年度は橋梁補修 1 橋ですね、富吉南線ホレコ川橋、それ以外に点検 9 橋を行う予定でございます。

降雪時における除雪は、15 センチで幹線道路の一次除雪、20 センチで生活道路を含めた 2 次除雪を行っておりますが、本年 1 月 23 日からの 50 センチを越すような大雪の場合に対応した除雪計画を改めて見直しをしてまいります。

下水道使用料については、10 パーセント減額措置を、平成 29 年度も継続して行います。なお、この減額措置につきましては、今後の消費税率の動向を含め、29 年度にあらためて検討してまいり方針であります。

下水道処理施設につきましては、平成 27 年度までの 5 ヶ年間にわたり、長寿命化計画に基づき、修繕を行いました。平成 29 年度より 32 年度に移行予定の、公営企業会計に伴う業務に着手してまいります。併せて、汚泥処理施設等につきましても、今後の維持・更新についての方策を検討してまいります。

消費者行政の取組みであります。還付金詐欺などの特殊詐欺が頻発するなか、本村でもその危険性はたかまっておりますので、消費者相談の充実を図るため、県下全域の消費者問題に対処している NPO 法人、コンシューマズサポート鳥取に委託して、毎月第 3 火曜日に、専門相談員

に相談を受けていただいたり、また、個別相談のかたわら、自治会や社協と連携しながら、いろいろな場面で出前講座などを実施をしております。

村営住宅の住宅環境整備であります。住宅は最も重要な生活基盤であるわけでありまして、低所得者向けに貸し出しております村営住宅は、築 20 年を超過し、修繕の必要性などが出はじめております。また、単身世帯が多くなっており、効率的に使われていない住宅も見受けられます。そこで、単身世帯や子育て世帯などが、それぞれ適当な住宅に住むことができるよう、1人暮らし用の住宅の整備を目指し、平成 29 年度においては村営住宅の設計を行ってまいります。

環境対策であります。本村は、市街地近郊に位置しながらも自然環境を身近に感じられる、恵まれたところであると思っております。日野川河川敷では、チューリップマラソンの開催などの活用を通じて、村民の交流や健康増進を図る施設として、引き続きグラウンド・水辺の楽校の適正な維持管理に努めてまいります。

日野川土手の桜堤につきましては、利便性を図るため、27 年度にベンチ 4 基を設置しましたが、要望も多く本年度中にもう 4 基設置する予定です。なお、桜の開花時期には、駐車場に仮設トイレも設置してまいります。

また、海岸部の松林においては、海浜運動公園芝生広場北側を中心に、本年もクロマツの苗木の植樹を行い、松林の保安林機能及び良好な自然環境の維持、及び松くい虫による被害の軽減を図ってまいります。

恵まれた環境を次代に引き継ぐため、環境基本条例に基づき、日吉津村環境基本計画に定めた目標の達成に向け取組みを進めております。6 月 5 日の日吉津村「環境の日」には小学校での特別授業や、環境イベントを 5 年間実施してまいりました。定着を図ってまいりたいというふうに考えます。

さらには、ゴミのポイ捨て等禁止条例に基づき、ポイ捨てのないきれいな村づくりを進めてまいります。

住宅用太陽光発電については、本村における自然エネルギー普及の中核として、新年度もこの普及事業を継続してまいります。

豊かな心と創造性あふれる人をはぐくむ村づくりであります。ひえづの子どもを育てるということで、小学校 5 年生全員を対象とした、4 泊 5 日のセカンドスクールや 5、6 年生から選抜した児童を対象にした、人材育成交流事業。そして、卒業までに 100m 以上泳げるようになるを目標にした水泳専門員による指導などのさまざまな体験活動は生きる力を育てることに大きな成果

をあげています。これらのことを通して、主体的で積極的に生きようとするたくましさ、自他ともに人を大切にしたい、豊かな社会性を兼ね備えたしなやかさが培われています。

また、学校教育の普遍的な課題は、なんといっても確かな学力の定着であります。児童一人一人の能力を最大限引き出し、基礎的・基本的な学習内容を定着させることが大切であると考えています。そのため、小学校教員の授業づくり研修に大学教授等の講師を招くなど、教員のいっそうの授業力向上に向けて継続的に支援してまいります。

さらには、新規事業といたしまして、教育委員会にスクールソーシャルワーカーを配置いたします。近年、特に支援を必要とする児童が増えつつあります。学校だけでは子どもやその家庭を支援しきれないケースも多くなっております。スクールソーシャルワーカーは子どもを取り巻くさまざまな社会的環境に働きかけて福祉的なアプローチで支援する専門職です。不登校やいじめ、問題行動等の課題に、子どもとその家庭に働きかけるとともに、福祉保健課をはじめ、医療機関、児童相談所、福祉事務所、警察などと連携しつつ、課題解決に向けた方策を学校と共に協議し練り上げていく役割を果たしてもらえらるものと期待をいたしております。

箕蚊屋中学校は米子市においても規模の大きな中学校ですが、教職員の指導等によって比較的落ち着いた雰囲気中学校生活を過ごしています。

社会体育におきましても、間もなく開催されますチューリップマラソンや、村民運動会、各種の球技大会などが開催されます。

村民運動会は、本年も、箕蚊屋中学校区の各公民館の連携のもと同日開催を予定しています、中学生の部活を休みとすることで、地域の運動会へ中学生が参加しやすい環境ができ、中学生有志が大会スタッフとして活躍しています。今後も活躍を期待するところであります。また、スポーツ推進委員を中心に、ニュースポーツの教室等を実施してまいります。

生涯学習の推進ではなんといっても、ヴィレステひえづを社会教育の実践の場として、中高生交流や新講座の開設、グループ活動の活性化を推進してまいります。また、小学校芝刈推進隊やヴィレステ楽座といった、村民の有志グループによる、主体的なイベントが開催されるなど、新たな活用も生まれてきておるところであります。

今後も、かがやき学級をはじめ、各種の教室や平和展、芸能大会などを引き続き開催するとともに、盆踊り花火大会や多彩な展示を行うふれあいフェスタなど、村民の皆さんの手作りのイベントの事務局としても、より一層その役割を果たしてまいらる方針であります。

健全な財政運営を目指してという行財政改革の方策でありますけれども、昨年度は新たな行財政

改革の方策でございます「第3次行財政改革推進プラン」の策定に向け、行革職員プロジェクト委員会、行革課長会にて協議して、日吉津村行財政検討委員会においてご意見等をいただきながら進めてまいりました。今までのプランでの歳入の確保、行政事務の効率化の推進、参画と協働の推進、情報の共有・公開といった4つの柱についても引き続き取り組みつつ、日吉津村への定住を促進し、ICT化に対応した行政サービスの向上と効率化、健康寿命の延伸に向けた取り組みなど、このあたりのことを検証しながら、課題を整理してまいります。

なお、村民の方と行政情報を共有するため、引き続き、村報、ホームページ、ひえづ113チャンネル等を活用し、積極的に情報提供に努めているところでございます。併せて、今後も村民の皆さんとともに参画と協働による村づくりを進め、日吉津村が自主的・自立的な行政運営を推進していくため、より一層の行政改革に取り組んでまいりる方向であります。

うなばら荘につきましては、理事会や評議員会をはじめ議会や多くの村民の皆様から御意見を頂戴し、改善を進めてきたところでございますが、経営については、本年度は平成28年2月の食中毒の影響が尾を引き、加えて9月の天候不良、10月の鳥取県中部地震、1月、2月の大雪などが影響し赤字決算の見込みであります。厳しい状況から脱しておらず、村から補てんをお願いをするもので福祉事業団の理事長の立場になってしまいましたけれども、村から補てんをお願いするものでありますので、伏してお願いをするものであります。

今後は、本年2月1日から市町村職員共済組合の指定施設として決定されて明るい兆しが見えるということでありまして、更に今年度8月から10月にかけては浴室などの改修を予定としておりますのでこれらのことを含めると、利用者の増が望めるものと期待しておりますところでありまして、しかし、本年度も風呂の改修のために50日間の休業期間がありますので、状況の厳しさは依然と払拭できませんが、これでお客さんを誘いこむという条件がある程度のもので整えられるというふうを考えておりますのでこれに併せて職員一同更に奮起してまいりますので、村民の皆様にとっての拠り所として、引き続きの御支援と、併せて御指導、御助言を賜りますよう伏してお願いをするところでございます。

財政見通しと行政運営、本村の財政状況は、平成27年度の財政健全化判断比率をみましても、実質公債費比率7.0パーセント、将来負担比率19.9パーセントと、依然として県内では上位の水準を保っております。地方創生の柱でもあります子育て支援や移住・定住に向けた取り組みを推進させながら、ヴィレステひえづを拠点とした村づくりや小学校や社会福祉協議会など防災機能を強化し、災害に強い村づくりを進めてまいります。また、歳入面でみましても、固定資産税は

わずかずつ減る傾向が見られるものの、個人村民税は生産年齢人口の増加からわずかずつでありますけれども、伸びつつあります。法人村民税につきましては、減少傾向にありますが引き続き動向などに注視していく必要があるというふうに考えております。

他の団体と比べて、高い水準での財政運営が保てるものと考えておりますので、議会並びに村民の皆さんにおかれましては、特段のご理解とご協力をいただきますようお願い申し上げまして、以上、平成 29 年第 1 回日吉津村議会定例会の開催にあたっての、施政方針とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（橋井 満義君） 以上で村長施政方針説明を終わります。

日程第 5 報告第 1 号

○議長（橋井 満義君） 日程第 5、報告第 1 号行財政・議会改革調査特別委員会の調査研究についてを議題といたします。

行財政・議会改革調査特別委員長の報告を求めます。

江田委員長。

○行財政・議会改革調査特別委員長（江田 加代君） 報告第 1 号、日吉津村議会議長橋井満義様。行財政・議会改革調査特別委員会委員長江田加代です。

本委員会に付託された調査事件について、調査の結果を別紙のとおり会議規則第 77 条に規定により報告いたします。

行財政・議会改革調査特別委員会報告。行財政調査部会では、うなばら荘の経営状況、そしてヴィレステひえづの活用状況を重点的に調査しています。

視察調査日、1 月 23 日月曜日大雪の中、ヴィレステひえづからうなばら荘へと視察を行いました。ヴィレステ日吉津では、施設長から最近の利用状況について説明を受け、意見交換をしました。とくに防犯面での課題について話し合い、村民全体の問題として互いに注意をし合うことが重要であることを確認しました。うなばら荘では、支配人と副支配人から売上状況等について説明を受けました。うなばら荘は鳥取県西部広域行政管理組合から、一般財団うなばら福祉事業団が指定管理を受け経営にあたっています。近年、経営について村民の皆さんにはご心配をかけている状況があります。2 年前より、行財政調査部会で調査研究を行い、経営改善等についてその都度提言を行っております。うなばら荘は福祉目的の要素をもった施設であり、一般の旅館のように利益のみを求めるだけでは矛盾を生じる面もありますが、調査部会では黒字経営に結びつく

取組みを、具体的に実施することを強く管理者に求めています。

また、村民の皆さんからいただいた接客の改善を求める声や、施設の充実を望む声もその都度申し入れています。平成 29 年度は要望が多かった浴槽などの改修工事が着工の運びとなりました。また、町村職員とその家族が利用できる施設として、鳥取県市町村共済組合からの指定を受けたことを受け、積極的な集客努力を期待するものです。今後も引き続き調査部会ではうなばら荘全般にわたり注視していきます。活動の詳細につきましては、添付資料をご覧ください。

つづきまして、議会改革部会の報告を行います。議会改革調査部会では、議会基本条例、議員政治倫理条例、議会の議決すべき事件に関する条例の制定をめざし、調査・研究を行っています。第 1 回目の部会開催が平成 27 年 7 月 8 日、素案策定後は特別委員会でのべ 40 回の検討を重ねてきました。日吉津村議会基本条例の案については、議員の皆さんの総意により、今議会に議案として上程することになりました。改めて議員の皆さん、そして調整にあたっていただきました執行部の皆さんへ心より感謝いたします。ありがとうございました。

これまで先進地への視察研修やかずかずの学習会で、議会基本条例は議員だけで作っても意味がない。文章作りになってはダメなどの助言をいただきました。議会活性化は住民参加が基本であり、そこに委ねること以外にないと理解して取り組んでまいりました。とはいえ、それを実践することは容易なことではありません。ですから一方的ではなく、村民の意見集約を図るよう住民参加を規定している第 10 条が、議会活性化の鍵をにぎっていること。また、議会の基本姿勢を示す第 4 章が求めている、行政と議会が互いに切磋琢磨しながら、今何が論点で、今何が争点になっているのか住民にわかる活発な議論を展開することで、議会に関心を持っていただくことだと考えています。

なぜ今、議会基本条例を作るのかとの質問を出前説明会でいただきました。住民の皆さんにこういうことだったのかと感じていただけるよう、条例を使いこなす力を養い日吉津村議会基本条例を活かした議会活動に取り組んでいきたいと考えています。条例案上程までの取組みの詳細につきましては、添付書類を付けましたのでご覧ください。

以上報告を終わります。

○議長（橋井 満義君） 以上で行財政・議会改革調査特別委員長の報告を終わります。

日程第 6 報告第 2 号

○議長（橋井 満義君） 日程第 6、報告第 2 号総務経済常任委員会の調査研究についてを議題と

いたします。総務経済常任委員長の報告を求めます。

加藤委員長。

○**総務経済常任委員長（加藤 修君）** 報告第2号、日吉津村議会議長橋井満義様。総務経済常任委員長加藤修。委員会調査報告書、本委員会に付託された調査事件について調査の結果を別紙のとおり会議規則第77条の規定により報告いたします。

総務経済常任委員会閉会中の継続調査報告、日時は平成29年2月14日、場所委員会室、出席者総務経済常任委員5名、事務局長、総務課長ほか、平成29年2月14日現在の当初予算の概要等についての説明であります。平成28年度予算の執行状況及び平成29年度当初予算の概要について、当初村長査定後の説明を予定しておりましたが、大雪のため査定前の説明となったのが非常に残念であったと思っております。平成28年度決算審査付帯意見を十分に生かした予算編成を要望したところであります。

以上で報告を終わります。

○**議長（橋井 満義君）** 以上で総務経済常任委員長の報告を終わります。

日程第7 報告第3号

○**議長（橋井 満義君）** 日程第7、報告第3号教育民生常任委員会の調査研究についてを議題といたします。教育民生常任委員長の報告を求めます。

松本教育民生常任委員長。

○**教育民生常任委員長（松本 二三子君）** 教育民生常任委員長の松本です。教育民生常任委員会の閉会中の調査研究を報告させていただきます。

報告第3号、平成29年3月3日、日吉津村議会議長橋井満義様。委員会調査報告書、本委員会に付託された調査事件について、調査の結果を別紙のとおり、会議規則第77条の規定により報告します。日時は2月21日火曜日の午前中です。場所は日吉津村社会福祉センターと日吉津村立日吉津保育所、松田、江田、山路、井藤、松本の5人と福祉保健課長、議会事務局長の計7人で行きました。

はじめに社会福祉協議会の松田会長と中原局長に、村委託の介護予防事業の近年の実績と実施状況を伺い、その後当日に実施されていたパワリハ、転倒骨折予防教室、ほがらかサロンの3つの事業を見学しました。その後の皆さんのご意見として、幅広い事業内容で誰もがどこかに参加でき、充実していると感じた。どの教室でも笑顔いっぱいの女性の笑い声が響いていた。その反

面、男性の参加がきわめて少ない。男性参加者を増やすきっかけづくりも必要ではなどがありました。くわしくはお手元の報告書をご覧ください。

次に、日吉津保育所に行き新制度へ移行後の変化、長谷所長の思いや方針を伺い子どもたちの普段の姿や様子を見させていただきました。皆さんからは所長は建物よりも中身の充実が大事、質の高い保育内容を、そのためにも体制の充実を、と保護者からの電話対応、来客の対応に追われながら話をして下さいました。保育士の処遇改善、職員の補充はまったなしの課題だと強く感じた。人口が増加していき、入所希望者も増えるのは必至、施設の老築化への対応、増設、拡張等については余裕をもって検討する必要がある。2カ所の小規模保育所の開設でハード面の余裕はでき、きめ細やかな保育ができると安心したが、将来的には児童館などを含めた全体の改造計画を早急に立てる必要性も痛感したなどの意見がありました。こちらもくわしくは報告書をごらんいただきたいと思います。保育所の建て替えについては村長の施政方針でも検討する時期にきている。議論を進めて行くとありましたのでよろしくお願ひしたいと思います。

以上で報告を終わります。

○議長(橋井 満義君) 以上で教育民生常任委員長の報告を終わります。

ここで暫時休憩に入ります。再開は10時20分から再開をいたします。

午前10時05分 休憩

.....

午前10時20分 再開

日程第8 議案第2号

○議長(橋井 満義君) 再開いたします。日程第8、議案第2号専決処分の承認を求めることについて(平成28年度鳥取県西伯郡日吉津村一般会計補正予算(第7回))についてを議題といたします。提案者から提案理由の説明を求めます。

村長。

○村長(石 操君) ただいま議題となりました議案第2号の平成28年度鳥取県西伯郡日吉津村一般会計補正予算(第7回)の専決処分について、提案理由を申し上げます。

地方自治法第179条第1項の規定により、平成29年2月1日を期日として専決処分を行ったものでございまして、1月23日からの大雪に伴う除雪費用として、歳入歳出それぞれ593万3,000

円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 26 億 6,360 万 9,000 円とするものであります。

P4 を御覧いただきますと、歳出から申し上げますと、第 7 款土木費、第 2 項 道路橋梁費、第 1 目道路維持費の職員手当等を 48 万 8,000 円増額しておりますが、これはいうまでもなく除雪作業等における職員の時間外勤務手当の増額であります。同じく、委託料に 541 万 8,000 円増額しておりますが、これは車道や歩道などの除雪委託料の増額であります。

歳入については、第 17 款繰入金、第 1 項基金繰入金、第 1 目財政調整基金繰入金で 593 万 3,000 円を増額し、歳入歳出を調整するものであります。

以上、議案第 2 号の専決処分の提案理由でございますので、よろしくご審議、ご承認を賜りますようお願いいたします。

○議長(橋井 満義君) 以上で提案説明を終わります。

日程第 9 議案第 3 号

○議長(橋井 満義君) 日程第 9、議案第 3 号日吉津村長の給与の特例に関する条例についてを議題といたします。提案者から提案理由の説明を求めます。

村長。

○村長(石 操君) ただいま議題となりました、議案第 3 号は日吉津村長の給与の特例に関する条例についてでございますので、その提案理由を申し上げます。

村長及び教育長の給与につきましては、平成 16 年 4 月から独自カットをいたしておりましたけれども、教育長については西部町村で最も高いカットの率となっているところであります。

このため、教育長については近隣の状況を踏まえ平成 29 年 4 月から独自カットを無くすものであります。ただし村長につきましては、引き続き独自カットを実施を継続してまいりますので、村長の給与の特例条例を提案するものでございます。

以上、議案第 3 号の提案概要でありますので、説明とさせていただきます、よろしくご審議、ご承認賜りますよう御願いを申し上げます。

○議長(橋井 満義君) 以上で提案説明を終わります。

日程第 10 議案第 4 号

○議長(橋井 満義君) 日程第 10、議案第 4 号日吉津村行政手続等における情報通信の技術の利用

に関する条例についてを議題といたします。提案者から提案理由の説明を求めます。

はい、村長。

○村長(石 操君) ただいま議題となりました、議案第 4 号日吉津村行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例について提案理由を申し上げます。

本村では、現在、各種申請や届出などの処理を紙ベースで行っておりますが、確定申告については電子申請での手続きも可能となっているところであります。

このようなことから各種申請等に関しても、県内の市町村が参加する鳥取県自治体 ICT 共同化推進協議会において共同システムの調達ならびに利用を行って、電子申請で手続きができるように協議を重ねた結果、平成 29 年 4 月から電子申請システムの利用が可能となったところであります。

電子申請システムを利用する場合には、電子情報処理組織を使用する方法、その他の情報通信の技術を利用する方法により行うことができるようにするための共通する事項を定めなければならないため、利用する市町村において本条例の設定が必要となったものでありますので、ご理解をいただきますようお願いをして、議案第 4 号の提案概要の説明といたしますので、よろしくご審議、ご承認賜りますようお願いを申し上げます。

以上で提案説明を終わります。

日程第 11 議案第 5 号 から 日程第 13 議案第 7 号

○議長(橋井 満義君) ここでお諮りいたします。日程第 11、議案第 5 号から日程第 13、議案第 7 号まで農業委員会に関する議案でありますので、一括議題としたいと思っております。これにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶものあり]

○議長(橋井 満義君) 異議なしと認めます。したがって日程第 11、議案 5 号日吉津村農業委員会の委員の定数等に関する条例について、日程第 12、議案第 6 号日吉津村特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、日程第 13、議案第 7 号日吉津村公聴会参加者等の実費弁償に関する条例の一部を改正する条例について以上 3 件について一括議題といたします。提案者から提案理由の説明を求めます。

村長。

○村長(石 操君) ただいま一括議題となりました議案第 5 号から議案第 7 号についてその提

案理由の説明を申し上げます。

はじめに、議案第 5 号は日吉津村農業委員会の委員の定数等に関する条例についてでございます。農業委員会等に関する法律の一部改正によりまして、農業委員会の委員の選出方法が従来の公職選挙法を準用した公選及び団体等の推薦に基づく市町村長の選任制から、農業者、農業団体等からの公募、推薦と市町村議会の同意に基づく市町村長の任命制に変更されるとともに、農業委員会が農地利用最適化推進委員を委嘱することとされました。

このため、農業委員会等に関する法律第 8 条第 2 項及び第 17 条第 1 項の規定に基づき、農業委員会の委員の定数並びに農地利用最適化推進委員の委嘱について規定するため、本条例を提案するものであります。

つぎに、議案第 6 号は日吉津村特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてでございます。

農業委員会等に関する法律第 8 条第 1 項の規定により、任命された農業委員に対する報酬について、新たに農地利用最適化交付金が措置されたことから現行の報酬額は据え置きながら、活動実績や目標達成度に応じた報酬を上乗せして支給できるよう改正を行うものであります。

つぎに、議案第 7 号日吉津村公聴会参加者等の実費弁償に関する条例の一部を改正する条例についての説明を申し上げますと、農業委員会等に関する法律の改正に伴いまして、農業委員会の求めにより出頭した者に対し、条例により旅費を支給することを定めた条項、第 29 条第 4 項が第 35 条第 4 項に繰り下がったため、本条例を改正するものであります。

以上、議案第 5 号から議案第 7 号までの提案概要の説明でございますので、よろしくご審議、ご承認賜りますよう御願いを申し上げます。

○議長（橋井 満義君） 以上で提案説明を終わります。

日程第 14 議案第 8 号 から 日程第 24 議案第 18 号

○議長（橋井 満義君） お諮りします。日程第 14 から日程第 24 までは条例に関する一部改正でありますので、一括議題といたしたいと思っております。

これにご異議はございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（橋井 満義君） 異議なしと認めます。したがって日程第 14、議案第 8 号日吉津村個人情報保護条例の一部を改正する条例について、日程第 15、議案第 9 号日吉津村非常勤職員及び臨時

的任用職員の任用等に関する条例の一部を改正する条例について、日程第 16、議案第 10 号日吉津村職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について、日程第 17、議案第 11 号日吉津村職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について、日程第 18、議案第 12 号日吉津村長の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について、日程第 19、議案第 13 号日吉津村教育委員会の教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例について、日程第 20、議案第 14 号日吉津村特別会計条例の一部を改正する条例について、日程第 21、議案第 15 号日吉津村税条例等の一部を改正する条例等の一部を改正する条例について、日程第 22、議案第 16 号日吉津村国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、日程第 23、議案第 17 号日吉津村特別医療費助成条例の一部を改正する条例について、日程第 24、議案第 18 号日吉津村公共下水道使用料の特例に関する条例の一部を改正する条例について、以上 11 件について一括議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

村長。

○村長（石 操君） ただいま一括議題となりました議案第 8 号から議案第 18 号までの条例の一部改正について、提案理由を申し上げます。

はじめに、議案第 8 号日吉津村個人情報保護条例の一部を改正する条例について申し上げます。

個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律において、第 26 条の規定が新たに追加されたことによりまして、第 26 条から第 56 条までの規定が 1 条ずつ繰り下がることに伴い、個人情報保護条例において引用している第 28 条が条ずれをするために改正するものであります。併せて、同法第 19 条第 8 号に条例事務関係情報照会者及び条例事務関係情報提供者が規定されたことにより改正するものであります。

つぎに、議案第 9 号日吉津村非常勤職員及び臨時的任用職員の任用等に関する条例の一部を改正する条例について申し上げます。

非常勤職員の処遇改善のため、特別報酬の額を改正するとともに、小学校勤務の非常勤職員の名称を他校と同様の名称に変更するものであります。また、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律等の一部改正に伴い、介護休暇の分割取得ができるなど所要の改正を行うものであります。

つぎに、議案第 10 号日吉津村職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例に

ついて申し上げます。

一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律の一部改正に伴いまして、介護休暇の分割取得並びに介護時間を加えるなど所要の改正を行うものであります。

つぎに、議案第 11 号日吉津村職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について申し上げます。

育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律等の一部改正に伴い、育児休業の対象となる子の範囲を拡大するなど所要の改正を行うものであります。

つぎに、議案第 12 号日吉津村長の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について申し上げます。

人事院勧告に基づき、特別職の職員の給与に関する法律の改正が行われたことに伴い、平成 29 年 4 月 1 日から村長に係る期末手当の支給率を 0.1 月引き上げるものであります。

つぎに、議案第 13 号日吉津村教育委員会の教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例について申し上げますと、議案第 12 号と同様に、平成 29 年 4 月 1 日から教育長に係る期末手当の支給率を 0.1 月引き上げるものであります。

つぎに、議案第 14 号日吉津村特別会計条例の一部を改正する条例について申し上げますと、県西部の町村で構成しております、情報公開・個人情報保護に関する諮問に応じ、調査審議を行う鳥取県西部町村情報公開・個人情報保護審査会に係る事務については、西部町村で輪番制となっております。平成 29 年度から 30 年度まで本村が会計事務を担当することから、特別会計の設置が必要となったために追加するものであります。

つぎに、議案第 15 号日吉津村税条例等の一部を改正する条例等の一部を改正する条例についてでございます。

消費税率の引き上げ時期が平成 31 年 10 月 1 日に変更されることに伴いまして、軽自動車税の税率の特例の 1 年延長、環境性能割の導入時期の延期、並びに環境性能割の減免の特例等について改正するものでございます。

また、法人税割の税率の引き下げにかかる実施時期を平成 31 年 10 月 1 日に延期し、個人住民税における住宅ローン減税についても平成 33 年 12 月 31 日まで延期するものであります。

つぎに、議案第 16 号日吉津村国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてでございます。国民健康保険事業における医療給付費に対する適正な被保険者負担と財源確保のために、医療給付費分所得割額の税率を 100 分の 6.20 から 100 分の 6.50 へ、均等割額を 2 万 2,000 円

から2万5,000円へ、平等割額を1万7,000円から2万円へ改定します。

また、後期高齢者支援金分所得割の税率を100分の1.60から100分の1.75へ、平等割額を6,000円から7,200円へ、介護納付金分所得割額の税率を100分の1.70から100分の1.95へ、均等割額を8,400円から9,000円へ、平等割額を4,800円から5,900円へ改定する内容となっています。

つぎに、議案第17号日吉津村特別医療費助成条例の一部を改正する条例について申し上げます。

近年、超未熟児、先天的な疾病または慢性疾病等について、医療機関で治療を行うとともに、在宅移行後も医療的なケアが必要となる場合が増えており、在宅移行後も安心して地域で療養生活を送ることができるよう、助成対象に訪問看護に係る経費を追加し負担軽減を図るものであります。

つぎに、議案第18号日吉津村公共下水道使用料の特例に関する条例の一部を改正する条例について申し上げます。

公共下水道使用料につきましては、緊急の経済対策として平成21年3月に特例条例を制定し、平成21年度から平成28年度までの賦課分について10パーセント減額の措置を行っているところでありますが、引き続き1年間期間を延長するものであります。

以上、議案第8号から議案第18号までの提案概要の説明とさせていただきますので、ご審議、ご承認賜りますよう、よろしく御願いを申し上げます。

○議長（橋井 満義君） 以上で提案説明を終わります。

日程第25 議案第19号 から 日程第28 議案第22号

○議長（橋井 満義君） お諮りいたします。日程第25から日程第28まで、補正予算関連でありますので一括議題としたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（橋井 満義君） 異議なしと認めます。したがって、日程第25、議案第19号平成28年度鳥取県西伯郡日吉津村一般会計補正予算(第8回)について、日程第26号、議案第20号平成28年度鳥取県西伯郡日吉津村国民健康保険事業勘定特別会計補正予算(第3回)について、日程第27、議案第21号平成28年度鳥取県西伯郡日吉津村後期高齢者医療特別会計補正予算(第2回)について、日程第28、議案第22号平成28年度鳥取県西伯郡日吉津村公共下水道事業特別会計補正予

算(第3回)について以上4件について一括議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

はい、村長。

○村長(石 操君) ただいま一括議題となりました議案第19号から議案第22号までのいずれも補正予算でございますけれども、その提案理由を申し上げます。

はじめに、議案第19号平成28年度鳥取県西伯郡日吉津村一般会計補正予算(第8回)でございますが、歳入歳出それぞれ2億15万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ24億6,345万7,000円とするものであります。

歳出の主なものから説明申し上げます。

はじめに14ページをご覧くださいますと、第2款総務費、第1項総務管理費、第4目用地管理費に1億6,706万9,000円の減額を計上しておりますが、主なものは土地開発公社の用地購入費について平成28年度と平成29年度の購入予定分を組み替えたことによるものであります。

また、同款、同項、第5目企画費に3,000万5,000円を計上しておりますが、これはうなばら福祉事業団に対する3,000万円の補助金が主なものです。うなばら荘の経営については、昨年2月の食中毒の影響が尾を引き、加えて9月の天候不良、10月の鳥取県中部地震、1月、2月の大雪などが影響し赤字決算の見込みでありますので、厳しい状況から依然脱しておらず、昨年度の繰越損益分を加え村からの補てんをするものであります。

本年2月1日から市町村職員共済組合の指定施設として決定となり、更には今年の8月下旬から10月上旬にかけて風呂の改修を予定しておりますので、そういう意味では利用者増が見込めるものと期待しています。風呂の改修のために2か月間の休業期間があり、本年も厳しい状況は払しょくできませんが、この市町村共済組合の指定施設として更には風呂が改修されるということでは、お客さんを来ていただくだけの一定の条件整備が整いますので、これを機に職員一同さらに奮起してまいりたいということで考えます。これはうなばら福祉事業団の理事長の立場になってしまいますけれども、このことについて多額の補助金を投入をしていただくわけですので、伏してお願いをさせていただきたいというふうに思います。

どうぞご理解の上、引き続きご支援、ご指導並びにご助言を賜りますようお願いいたします。

つぎに16ページをご覧ください。

第3款民生費、第1項社会福祉費、第1目社会福祉総務費に1,000万4,000円の減額を計上しておりますが、これは国保特別会計への繰出金792万4,000円の減額が主なものであります。

同款、同項、第 2 目 老人福祉費に 545 万 1,000 円の減額を計上しておりますが、これは老人ホームの入所者の減に伴う委託料 201 万円の減額、並びに南部箕蚊屋広域連合負担金の実績見込みによる負担金 224 万 9,000 円の減額が主なものであります。

つぎに 17 ページをご覧ください。

同款、第 2 項児童福祉費、第 4 目保育所費に 516 万 6,000 円の減額を計上しておりますが、非常勤保育士と非常勤看護師等を募集しましたが応募がなかったため、報酬 333 万円の減額が主なものであります。

つぎに 18 ページをご覧くださいと、同款衛生費、第 3 項生活保護費、第 2 目生活保護扶助費に 320 万円の減額を計上いたしておりますが、入院中の被保護者の生活保護の廃止によりまして医療扶助が減となったため減額するものであります。

第 4 款衛生費、第 1 項保健衛生費、第 4 目保健事業費に 76 万 2,000 円の減額を計上しておりますが、各種検診の受診が増加となったために検診委託料 272 万 8,000 円が増額となったものの、後期高齢者広域連合負担金の療養給付費負担金などの額が確定したために、後期高齢者広域連合負担金 349 万円を減額するものであります。多少わかりにくい表現でありますけれども、そういうことであります。

つぎに 19 ページをご覧くださいと、同款、第 2 項清掃費、第 1 目塵芥処理費に 444 万 3,000 円を計上しておりますけれども、米子クリーンセンターへのゴミ処理量が増えたことによる一般廃棄物処理負担金 516 万 5,000 円の増額が主なものであります。

つぎに 20 ページをご覧くださいと、第 6 款商工費、第 1 項商工費、第 1 目商工振興費に 386 万 8,000 円の減額を計上しておりますが、予定していた新規の中小企業小口融資預託金がなかったことによる小口融資預託金 381 万 9,000 円の減額が主なものであります。

つぎに 21 ページをご覧くださいと、第 7 款土木費、第 2 項道路橋梁費、第 1 目道路維持費に 418 万 8,000 円の減額を計上いたしておりますが、村道橋梁補修設計・点検業務に対する国庫補助金が当初要望額に満たず、委託料を大幅に減額することとなったことにより村道橋梁補修設計・点検業務委託料 506 万 8,000 円を減額するものであります。

同款、第 3 項都市計画費、第 3 目公共下水道費に 348 万 7,000 円の減額を計上しておりますが、受益者負担金の増並びに公共下水維持管理費等の減による繰出金の減額であります。

つぎに 26 ページをご覧くださいと、第 10 款公債費、第 1 項公債費、第 1 目元金に 268 万 7,000 円の減額を計上しておりますが、借り入れ後 10 年目の利率見直しを行ったために減額

するものであります。また、第2目利子に350万9,000円の減額を計上しておりますが、当初の借り入れ利率より低い利率で借り入れができたために減額するものであります。

その他、人件費にかかる主なものについては、教育長不在期間の減額を計上しております。

つづいて、歳入についてもどっていただきまして、9ページをご覧くださいますと、第1款村税、第1項村民税、第2目法人税では785万5,000円の減額を計上しておりますが、個人所得、法人所得が減ったことによる減額であります。

第12款使用料及び手数料、第2項手数料、第3目衛生手数料では253万5,000円を計上しておりますが、これは歳出で申しあげましたゴミ処理量の増に伴う米子クリーンセンターへの搬入手数料の増額であります。

つぎに10ページをご覧くださいますと、第13款国庫支出金、第1項国庫負担金、第1目民生費国庫負担金では518万1,000円の減額を計上しておりますが、これは国庫負担金の年度内交付が出来ないため、翌年度に精算払いとなったことによる生活保護費国庫負担金471万1,000円の減額が主なものであります。

つぎに11ページをご覧くださいますと、第19款諸収入、第3項貸付金元利収入、第1目商工費貸付金元利収入では381万9,000円の減額を計上しておりますが、これは歳出で申しあげました中小企業小口融資預託金の減にかかる元利収入の減額であります。

つぎに12ページをご覧くださいますと、第20款村債、第1項村債、第1目村債では1億5,380万円の減額を計上しておりますが、これは歳出で申しあげました土地開発公社の用地購入費の年度組み替えによる減額であります。

なお、第17款繰入金、第1項基金繰入金、第1目財政調整基金繰入金3,058万6,000円の減額で調整しております。

つぎに、議案第20号平成28年度鳥取県西伯郡日吉津村国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第3回）でございますが、歳入歳出それぞれ1,029万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億654万円とするものであります。

歳出の主なものを説明申し上げますので、7ページをご覧ください。

第2款保険給付費、第1項療養諸費第3目一般被保険者療養費に108万7,000円を計上しておりますが、これは装具等の増によるものであります。

第5款介護納付金、第1項介護納付金第1目介護納付金に254万8,000円の減額を計上しておりますし、第6款共同事業拠出金、第1項共同事業拠出金第3目保険財政共同事業安定化事

業拠出金に 795 万 3,000 円の減額を計上しておりますが、これは確定通知がまいりましたので、それによって計上させていただいております。

つづいて、歳入についてでありますけれども、5 ページをご覧くださいますと、第 1 款国民健康保険税、第 1 項国民健康保険税、第 2 目退職被保険者等国民健康保険税に 340 万 3,000 円の減額を計上しておりますが、退職被保険者数の減が主なものです。

6 ページをご覧くださいますと、第 10 款繰入金、第 1 項他会計繰入金、第 1 目一般会計繰入金を 792 万 4,000 円の減額をしたところであります。これは歳出でも申しましたが介護納付金や共同事業拠出金の減額に伴うその他法定外繰入金の減額によるものであります。

つぎに、議案第 21 号平成 28 年度鳥取県西伯郡日吉津村後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 回）でございますが、歳入歳出それぞれ 35 万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 4,083 万 3,000 円とするものであります。

主なものを説明申し上げますと、5 ページをご覧くださいますと、歳出では、第 2 款後期高齢者医療広域連合納付金、第 1 項後期高齢者医療広域連合納付金、第 1 目後期高齢者医療広域連合納付金に 35 万円を計上しておりますが、これは広域連合に納付します普通徴収保険料分の増加に伴うものであります。

つづいて、歳入についてですが、4 ページをご覧くださいますと、第 1 款後期高齢者医療保険料、第 1 項後期高齢者医療保険料に 41 万 6,000 円を計上しており、異動等に伴う保険料の増加に伴うものであります。

最後に、議案第 22 号平成 28 年度鳥取県西伯郡日吉津村公共下水道事業特別会計補正予算(第 3 回)でございますが、歳入歳出それぞれ 160 万 9,000 円を減額し、歳入歳出予算の総額を 1 億 7,243 万 5,000 円とするものであります。

主なものを説明申し上げますので、5 ページをご覧くださいますと、歳出では、第 1 款公共下水道費、第 1 項公共下水道費、第 2 目維持管理費に 100 万円ちよほどの減額を計上しておりますが、これは汚泥減容化用塩素の投入を控えたことによる需用費の減、また、県作業員単価の増額改定を見込んでおりましたけれども、改定がなかったことによる委託料の減額が主なものであります。

つづいて、歳入についてですが、4 ページをご覧くださいますと、第 1 款分担金及び負担金、第 1 項負担金、第 1 目受益者負担金に 171 万 3,000 円を計上しておりますが、一般住宅の増などによる受益者負担金の増額が主なもので、第 5 款繰入金、第 1 項一般会計繰入金、第 1 目一般会

計繰入金で調整し、348万7,000円を減額補正するものであります。

以上、一括議題となりました議案第19号から議案第22号までの提案概要の説明とさせていただきますので、よろしくご審議、御承認賜りますようお願いいたします。

○議長（橋井 満義君） 以上で提案説明を終わります。

日程第29 議案第23号 から 日程第33 議案第27号

○議長（橋井 満義君） お諮りします。日程第29号から日程第33号まで、当初予算関連ですので、一括議題としたいと思います。

これにご異議はございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋井 満義君） 異議なしと認めます。したがって日程第29号、議案第23号平成29年度鳥取県西伯郡日吉津村一般会計予算について、日程第30号、議案第24号平成29年度鳥取県西伯郡日吉津村国民健康保険事業勘定特別会計予算について、日程第31号、議案第25号平成29年度鳥取県西伯郡日吉津村後期高齢者医療特別会計予算について、日程第32号、議案第26号平成29年度鳥取県西伯郡日吉津村公共下水道事業特別会計予算について、日程第33号、議案第27号平成29年度鳥取県西部町村情報公開・個人情報保護審査会特別会計予算についてを一括議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

はい、村長。

○村長（石 操君） ただいま一括議題となりました、議案第23号から議案第27号まで、当初予算5議案について提案理由を申し上げます。

はじめに、議案第23号平成29年度鳥取県西伯郡日吉津村一般会計予算についてであります。

歳入歳出それぞれ24億2,536万9,000円と定めております。前年度と比較して9,911万1,000円の増で、約4.3パーセントの増となっています。

予算書の8ページを御覧ください。

はじめに、歳入について主なものを申し上げますと、村税につきましては、9億401万8,000円で前年度に比較し4,055万2,000円の減、率で申し上げますと約4.3パーセントの減額となっています。地方消費税交付金については、7,157万8,000円で202万5,000円の増となっています。地方交付税については、特別交付税の減額を見込んでいるものの、普通交付税は実績を勘案

して、全体で3億5,900万円、900万円ちょうどの増としております。また、その他の交付金等については、28年度の実績を勘案して計上しております。

分担金及び負担金につきましては、1億408万5,000円で628万円の増となっておりますけれども、南部箕蚊屋広域連合負担金と保育料の負担金の増が主な増加の要因で、その他は28年度の実績を基に計上しております。

国庫支出金につきましては、1億7,243万8,000円で140万3,000円の増となっておりますが、社会福祉協議会の非常用発電機設置に対する補助金1,000万円を計上しております。

また、県支出金については、1億2,290万7,000円で943万9,000円の増となっておりますが、在宅育児サポートに対する補助金148万1,000円、並びにスクールソーシャルワーカー補助金82万6,000円を計上しています。

その他、寄附金は5,003万1,000円で1,997万円の減、繰入金は1億7,207万4,000円で8,941万3,000円の増としておりますし、村債は3億7,240万円で3,230万円の増で計上させていただいております。

つぎに歳出について、新規事業並びに地方創生事業を中心に主な事業を掻い摘んでご説明申し上げますと、事業概要書を添付しておりますけれども、その16ページを御覧いただきますと、用地管理として3億3,512万8,000円を計上していますが、3億3,161万1,000円は今年度で終了予定の土地開発公社経営健全化計画の買い取り計画に基づく公有財産の購入費でございます。

つぎに概要書の23ページを御覧いただきますと、新築住宅借入利息助成事業につきましては、平成27年度申請分6件、平成28年度申請分10件、新年度の新規申請も10件を見込んで780万円を予定しております。引き続き移住定住の一助になるものと考えております。

つぎにP38でありますけれども、福祉関連施策については、主に医療・福祉・保健・介護の一体的な取り組みと子育て支援の充実を図っているところでありますけれども、今年度新たに生活支援コーディネーターを配置し、住民主体のサービスの創出等多様な主体による生活支援・介護予防サービスの充実を図ります。

つぎに48ページでありますけれども、在宅育児サポート事業として、これは県知事の提案の事業であります。保育所等を利用しない世帯に対し現物支給など経済的支援を行うことで、保護者の選択肢を広げ、出生率の増加に繋がりたいと考えております。

つぎに66ページでございます。健康寿命延伸事業として、データヘルス計画に基づき、健康ポイント事業やご当地体操などの新事業も含め、健康寿命の延伸に対する取り組みを進めてまいり

ます。

つぎに 76 ページでは、農地中間管理事業について、地域農業の中核を担う担い手の育成・確保に努めるとともに、経営基盤の強化等を図るとして、農地中間管理事業を活用した担い手への農地集積・集約化を促進してまいります。

つぎに 79 ページでありますけれども、小規模農家支援事業ですが、地方創生として実施しておるところでありまして、本村の農業をみますと小規模農家が多いのが実態で、このような中、小規模でも農業生産に意欲を持っていただき、また、所得向上の一助とするべく、農産物直売施設への出荷・販売の実績に対し奨励金を交付するものであります。

つぎに、90 ページを御覧いただきますと、村営住宅管理につきましては、近年 20 世帯の約半分が単身世帯となってきた現状がございまして、単身用住宅を建て替えることによって、現在の村営住宅を有効活用していただけるよう、今年度は単身用住宅に一部建て替えのための設計委託を行うこととしたものであります。

つぎに、93 ページでございますが、災害対策費ですが、日吉津村社会福祉協議会を災害時に要配慮者が避難することができる福祉避難所として指定しておりますので、このたび LP ガスによる非常用発電機を設置し、停電時における福祉避難所機能の強化を図り、災害に強い村づくりを進めてまいります。

つぎに、98 ページでありますけれども、スクールソーシャルワーカー活用事業につきましては、いじめ、不登校、児童虐待など生徒指導上の課題に対応するため、社会福祉等の専門的な知識や経験のあるスクールソーシャルワーカーを配置し、教育相談体制を整備をしようとするものであります。

つぎに、115 ページでありますけれども、楽しく集える癒しと学びの場としてオープンしたヴィレステひえづは、地方創生の中心と位置付け、村づくり・人づくりの拠点として村民の皆様に愛される施設を目指してまいります。

ヴィレステひえづ拠点事業として、引き続き外部講師を招いて新規グループ体験のためのワークショップを行うなどグループ育成事業を進めます。また、ヴィレステ応援団の募集を行うとともに、田舎力甲子園など県内外の中高生事業への参加など中高生自主サークル活動支援事業も進めてまいります。

つぎに、118 ページでは、社会体育一般事業につきましては、5・6 年生に対し「ひえづ」の子である自負と誇りを持たせ、一丸となって競技に立ち向かう心を育てるため、郡・県陸上大会用

児童用ユニフォームを新たに購入するものであります。

昨日は日本海新聞のふるさと大賞の表彰式で、日吉津小学校の6年生が400メートルのリレーで16年ぶりに県一になったということで、日本海新聞のスポーツ功労賞の受賞をされたところでありますけれども、ユニフォームを更新することで、また気持ちをあらたに頑張ってくれればよいなというふうに思うものであります。

つづいて、予算書に戻っていただきまして、議案第24号平成29年度鳥取県西伯郡日吉津村国民健康保険事業勘定特別会計について提案理由を申し上げます。

予算書の6ページ、7ページでございますけれども、歳入歳出それぞれ4億9,955万6,000円と定めております。前年度と比較しますと5,929万1,000円、約13.5パーセントの増となっております。

保険給付費の合計は、3億3,409万5,000円で前年度対比5,607万5,000円の増、率で申し上げますと約20.2パーセントの増で見込んでいます。

近年、高額医療費のかかる入院等が増えておりまして、保険給付費が著しく増加をしておるわけでありまして、前期高齢者交付金の平成27年度確定分が増となったものの、このたび保険税を上げさせていただき、国民健康保険税条例の一部改正も併せて上程させていただいたところであります。

さらに平成30年度には保険者が都道府県単位で一本化されることとなりますので、一本化されれば、本村の被保険者の医療給付費の状況から、現在の状況を、県内比較をしてみますと、どうしても本村の被保険者の保険税は上がらざるを得ないという状況にありますので、現在の税額より高くなるであろうというように推測をしております。

つぎに、議案第25号平成29年度鳥取県西伯郡日吉津村後期高齢者医療特別会計について提案理由を申し上げますと、予算書の4ページと5ページであります。

歳入歳出それぞれ4,192万1,000円と定めております。前年度と比較しますと167万4,000円の増、約4.2パーセントの増となっておりますが、本会計は、保険料と一般会計からの保険基盤安定繰入金などを主な財源として収入したものを、後期高齢者医療広域連合へ納付金として支出する仕組みとなっているものであります。

つぎに、議案第26号平成29年度鳥取県西伯郡日吉津村公共下水道事業特別会計について提案理由を申し上げますと、5ページと6ページを御覧いただきますと、歳入歳出それぞれ1億3,201万7,000円と定めております。前年度と比較しますと4,081万6,000円、約23.6パーセントの減

額となっています。王子製紙東側の公共下水道工事が終了しましたので減額としたところであり
ます。

最後に、議案第 27 号平成 29 年度鳥取県西部町村情報公開・個人情報保護審査会特別会計につ
いて提案理由を申し上げますと、歳入歳出それぞれ 69 万 4,000 円と定めておりますが、鳥取県
西部町村情報公開・個人情報保護審査会の委員報酬、費用弁償が主なもので、構成市町村から負
担金をいただき運営するものであります。従来この情報公開・個人情報保護審査会は、西部の町
村会で町村が 2 年ごとに、事務局を持ち回りをするものでございまして、29 年度と 30 年度は日
吉津村が持ち回りの当番として特別会計を編成をするものでありますので、よろしくご審議、ご
承認を賜りたいというふうに思います。

以上、簡単ではありますが、議案第 23 号から 27 号の提案概要の説明とさせていただいて、一
般会計の詳細については、総務課長をもって説明させていただきますので、よろしくお願いを申
上げて、以上で提案概要とさせていただきます。

○議長(橋井 満義君) 高田総務課長。

○総務課長(高田 直人君) 村長の提案説明と重複する部分もあるかと思いますが、主なものをか
いつまんで説明させていただきたいと思います。

まず、はじめに一般会計の 10 ページをご覧くださいと思います。まず、歳入の方から説
明申し上げます。

村民税、第 1 款村税、第 1 項村民税でありますけれども、個人につきましては個人所得の増を見
込んでおりますが、法人所得は大幅な減を見込んでおり、2,720 万 5,000 円減ということで計上
しております。

つづきまして次の枠にあります。第 2 項固定資産税でありますけれども、土地と家屋について
は若干伸びる見込みですが、償却資産は減価が進むため、783 万 8,000 円の減ということで見込
んで計上させていただいております。

次に 12 ページをご覧くださいと思います。12 ページの中段の方に地方交付税と計上して
おります。特別交付税につきましては生活保護費など福祉事務所にかかる経費が普通交付税に移
行するということから、それから人口増等も踏まえ普通交付税の方は増額を見込み、900 万円の
増ということで計上しております。

つづきまして 16 ページをご覧くださいと思います。第 13 款国庫支出金、第 2 項国庫補助
金としております。こちらの方で先ほども村長からありましたように、福祉避難所の非常用発電

機設置ということで、それに伴います石油製品利用促進対策事業費補助金 1,000 万円を増額しております。併せて 20 ページの地域福祉基金 1,000 万円、それから 23 ページの雑入にあります社会福祉協議会からの基金からの負担金ということで 916 万円、以上が非常用発電機設置に伴う補助等ということで計上をしているところであります。

つづきまして 17 ページをご覧くださいと思います。第 14 款県支出金、第 2 項県補助金ということで、新たに在宅育児サポート事業を行いますのでその補助金 148 万 1,000 円を計上しております。18 ページの県補助金の方でもスクールソーシャルワーカー活用事業補助金 82 万 6,000 円を計上しております、総額 775 万 3,000 円の増を計上しております。

続きまして歳出の方にはいらさせていただきます。

25 ページの上段をご覧くださいと思います。第 2 款総務費の第 1 目一般管理費ということで 1,268 万 5,000 円増としておりますけれども、26 ページを見ていただきますと、委託料ということで地方公会計制度導入支援業務委託料、行政不服審査制度対応支援業務委託料の増額が主なものであります。

次に 28 ページをご覧くださいと思います。28 ページから 29 ページにかけて総務費の第 4 目財産管理費ということで計上しております。7,146 万 4,000 円増ということで計上でありますけれども、これは、29 ページの下段の方にあります公有財産購入費、土地開発公社の関係で用地購入費を、3 億 3,161 万 1,000 円を計上するものであります。

次に 31 ページをご覧くださいと思います。同じく第 1 項総務管理費の企画費ですけれども、新築住宅資金借入助成事業として、780 万円を計上しております。

それから 35 ページをご覧くださいと思います。第 3 款民生費、第 1 目社会福祉総務費で 303 万 5,000 円の増を計上しております。これは 38 ページをご覧くださいますと、国保特別会計への繰出金ということで、1,055 万 1,000 円増を見込んでおりますのでそれが主な要因となっております。

同じく 38 ページの第 2 目 老人福祉費ということで 549 万 5,000 円の増額をしております。これにつきましては、39 ページの上の方を見ていただきますと、負担金補助及び交付金ということで南部箕蚊屋広域連合負担金 6,758 万 8,000 円を計上しております。これにつきましては生活支援コーディネーターを 4 月 1 日から 1 名配置をします、その負担金の増が主な要因です。

次に 41 ページをご覧くださいと思います。第 2 項児童福祉総務費の扶助費で在宅育児サポート助成ということで 296 万 4,000 円計上しております。これは先ほどから説明をしております

す在宅育児の事業の予算を計上しておりますし、その次の第 2 目 児童措置費の負担金補助及び交付金で特定教育・保育施設負担金それから扶助費で障がい児通所サービス助成ということで計上しております。これが大幅な増をみておりますので、これが主なものとなっております。

つづきまして 59 ページをご覧くださいと思います。第 7 款土木費、第 3 目公共下水道費では、1,669 万 5,000 円の減額をしております。これにつきましては繰出金ということで先ほども説明があったように、王子製紙東側の公共下水道工事の終了に伴います繰出金の減額であります。

次の段、第 7 款土木費、第 1 目住宅管理費ということで 255 万円の増額となっております。新たに単身用住宅を建設するための、委託料ということで新設をしております。

つづきまして 61 ページ、第 8 款消防費、第 2 目災害対策費ということで、2,430 万 3,000 円の増額を計上しております。工事請負費ということで非常用発電機設置工事として 2,916 万円を計上するものであります。

つぎ 62 ページ、第 9 款教育費、第 2 目事務局費では、309 万 5,000 円計上しております。下段にありますスクールソーシャルワーカーの賃金 124 万円を上げておりますし、それから教育長の人件費の増ということで増額を見込んでおります。

73 ページをご覧くださいと思います。第 9 款教育費、第 1 目社会体育総務費ということで 126 万 1,000 円増額をしております。備品購入費ということで小学校陸上用ユニフォーム購入 103 万 7,000 円を計上しております。

以上が簡単ではありますが、一般会計の主な予算ということで計上させていただいております。説明を終わります。

○議長（橋井 満義君） 以上で提案説明を終わります。

日程第 34 議案第 28 号

○議長（橋井 満義君） ただいま議題となりました議案第 28 号日吉津村と鳥取県との間の地方公共団体における情報通信技術の共同化に関する事務の委託に関する規約の締結に関する協議についてを議題といたします。提案者から提案理由の説明を求めます。

村長。

○村長（石 操君） ただいま議題となりました、議案第 28 号は日吉津村と鳥取県との間の地方公共団体における情報通信技術の共同化に関する事務の委託に関する規約の締結に関する協議

についてでございます。その提案理由を申し上げますと、鳥取県と県内市町村で構成する鳥取県自治体 ICT 共同化推進協議会において、情報処理や情報通信業務の広域連携を図るための協議、並びに共同化を図ることによる経費の削減やシステム運用上の安全性の確保、そして人材育成を進めるために、協議会に対し、鳥取県及び県内市町村等が負担金を支払い運営をしてきたところでもあります。

しかし、平成 28 年度に情報システムの共同調達や運用業務が開始されるなど大きく業務が拡大したことにより、処理しきれない業務の質と量、会計上の懸念などさまざまな課題があることが判明し、事務局体制の強化が必要となったものであります。

引き続き、鳥取県と県内市町村は連携協約に基づき連携を図ってまいりますが、平成 29 年 4 月 1 日から鳥取県が事務局を運営し、県内市町村がそれぞれ業務委託をする方式へ変更するため、地方自治法第 252 条の 14 第 1 項の規定に基づき規約の締結に関する協議をするものであります。

以上、議案第 28 号の提案概要の説明でありますので、よろしくご審議、ご承認賜りますようお願いをいたします。

○議長（橋井 満義君） 以上で提案説明を終わります。

○議長（橋井 満義君） 以上をもって、本日の議事日程はすべて終了いたしました。

なお、次回の本会議は来週明け 3 月 6 日月曜日午前 9 時より、一般質問を行いますので、ご参集下さい。

ここで申し上げますが、今定例会より一般質問は 3 月 6 日及び 3 月 7 日の両日にわたり行いますのでお知らせをいたします。

本日はこれをもって散会いたします。

午前 11 時 30 分 散会
